

《東京都消費者被害救済委員会報告》

モデル・タレント養成講座等の契約トラブルをあっせん解決

本日、東京都消費者被害救済委員会（会長 淡路 剛久 早稲田大学大学院法務研究科教授）から、「モデル・タレント養成講座等の契約に係る紛争」（平成22年1月25日付託）の審議の経過と結果について、東京都知事に報告がありましたので、お知らせします。

◆紛争の概要◆

アルバイトを探していた申立人A及びBは、求人誌等で、エキストラなどの仕事があるとの広告を見て、オーディションを受けた。しかし、実際は、レッスンの受講などが必要であるとされ、芸能プロダクションの運営会社等（以下「相手方」という。）と、レッスン受講や研究生登録などの契約を結ぶことになった。各申立人の主張による概略は、以下のとおりである。

（申立人A）

求人サイトで見つけたエキストラアルバイトのオーディションの際、自分を磨くためとして、レッスンの受講等を勧誘された。特待生として相手方がお金を一部負担してくれ、残りは仕事をして返していけばいいと言われ、レッスン受講等の契約を行った。レッスンに通いだして、まもなく相手方への不安が募ったため、解約の申出をしたが、相手方から残金の請求があったため、紛争となった。

（契約総額 725,200 円、既払金 10,000 円）

（申立人B）

歌手を志望していた申立人は、求人情報誌で歌のアルバイトを見てオーディションを受けたが、登録するのにお金がかかることが分かり、契約を断った。1年後に「あなたの歌がよかった。」と電話があり、再度オーディションを受けた際、「ローンをどんどん返すためにも仕事を振っていくから。」と言われ、レッスン受講等の契約を行った。1年間に5回ほどライブの仕事をしたが、報酬がもらえず、請求してもらえなかった。申立人は、勧誘及び契約時の説明と実態の違いから、解約を求めたが、相手方から届いた解約書には残金を支払うこと及び退所後1年間の芸能活動の中止を約束させる記載があったため、納得できず、紛争となった。

（契約総額 644,000 円、既払金 359,200 円）

◆解決内容◆

～ 既払金を全額返還する内容であっせん解決 ～

○本件契約は、特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）における業務提供誘引販売取引に該当しうるほか、相手方の勧誘行為は、消費者契約法上の不実告知にも該当しうる。これら法律上の問題点等をふまえ、相手方が、申立人らに対し既払金の全額を返還する内容であっせん解決した。

○1年間の芸能活動の中止を約束させる契約条項について、民法や消費者契約法により無効となる可能性が高いことから、相手方は、申立人Bに対し芸能活動の中止を求めないとする内容で合意に至り、解決した。

◆主な審議内容◆

1 「業務提供誘引販売取引」の該当性

申立人らによると、モデル・歌手等の仕事をするにはレッスン受講等の契約が必要と説明され、各種契約に至っている。相手方は「仕事がある。収入が得られる。」という勧誘は行っていないと主張するが、研究生登録等の契約書が、仕事が提供されそれによって報酬を得られることが前提となった契約条項となっていることなどから、本契約は特商法第51条の業務提供誘引販売取引に該当しうる。

本件の場合、相手方が業務提供誘引販売取引において求められる法定の書面を交付していないことから、クーリング・オフ期間は進行せず、申立人らが書面で解約の意思表示をした時点で、クーリング・オフが有効になされたといえる。

業務提供誘引販売取引：「仕事を提供するので収入が得られる」と誘い、仕事に必要であるとして、商品等を販売して金銭負担を負わせる取引のこと。事業者は、概要書面及び契約内容を明らかにする書面の交付などの義務を負い、消費者は、20日間のクーリング・オフが保障される。

2 不実告知

所属生と研究生は異なり、研究生の場合には出演なども研修の一環で原則報酬は得られないにもかかわらず、仕事・報酬を前提とした説明が行われ、収入・報酬がある旨の記載がされた契約書面が交付されている。また、相手方は、申立人らに「特待生割引」を適用すると説明し、大幅な減額の印象を作り出しているが、実際には契約者の大部分が特待生割引を受けており、二重価格を形成している。

これらの行為は、消費者契約法第4条に規定される不実告知に該当しうる。

3 1年間の芸能活動の中止を約束させる契約条項について

相手方は、他の事務所に移って芸能活動を行うと混乱するので1年間の制約をしたとの主張であるが、申立人らは研究生で所属タレントとして活動をしておらず、事務所が芸能活動のための投資を行っていない模様であることから、1年間の芸能活動の中止を約束させる条項は合理性が認められず、職業選択の自由を不当に害し、民法第90条や消費者契約法第10条により無効となる可能性が高い。

◆同種・類似被害の再発防止のために◆

■消費者に向けて

○モデル・タレント・歌手として活躍することを夢見ている若者は多いと思われるが、そのような心情を利用したビジネスを行う事業者がいることも認識する必要がある。高額な負担を伴う契約を勧められた場合は、決してその場で即断せず、事業者の情報を十分に収集したり、社会経験が豊かな周囲の人たちに相談して対応すべきである。

■事業者に向けて

○仕事をあっせんすることを告げて、そのために必要な養成講座等を受けるよう勧誘し、契約を結ばせている場合は、業務提供誘引販売取引に該当すると考えられるが、本業界では、そのような認識が未だ一般的ではないようである。消費者とのトラブル防止のため、業務提供誘引販売取引に該当する場合を念頭に置いた上で、業務体制の整備を図ることを求める。

○モデル・歌手等の仕事をするためにレッスン受講等の契約が必要な場合は、広告内容に負担する経費を明確に記載し、勧誘時も消費者が十分理解できるよう説明をする必要がある。事業者には、不適切な勧誘が行われないよう、従業員等を監督する体制を一層強化することを求める。

東京都消費者被害救済委員会は、東京都消費生活総合センター等の相談機関に寄せられた苦情・相談のうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある紛争について、「あっせん」や「調停」を行うことにより、公正かつ速やかな解決を図るため、東京都消費生活条例に基づき設置された知事の附属機関です。

東京都消費者被害救済委員会委員名簿

委員（20名）

平成23年4月1日現在

氏 名	現 職	備 考
学識経験者委員		（12名）
淡 路 剛 久	早稲田大学大学院法務研究科教授	会長
安 藤 朝 規	弁護士	
上 柳 敏 郎	弁護士	本件あつせん・調停部会委員
沖 野 眞 己	東京大学大学院法学政治学研究科教授	本件あつせん・調停部会委員
織 田 博 子	駿河台大学大学院法務研究科教授	
鹿 野 菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	
後 藤 卷 則	早稲田大学大学院法務研究科教授	
桜 井 健 夫	弁護士	
佐々木 幸 孝	弁護士	本件あつせん・調停部会長
千 葉 肇	弁護士	
野 澤 正 充	立教大学大学院法務研究科教授	
米 川 長 平	弁護士	
消費者委員		（4名）
有 田 芳 子	主婦連合会 環境部長	
伊 藤 眞理子	東京都生活協同組合連合会 常任組織委員	
奥 田 明 子	東京都地域消費者団体連絡会 代表委員	本件あつせん・調停部会委員
飛 田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟 生活環境部部长	
事業者委員		（4名）
小 川 高 宜	東京工業団体連合会 専務理事	
井 上 敏 夫	東京都商工会連合会 副会長	
堀 内 忠	東京都中小企業団体中央会 専務理事	本件あつせん・調停部会委員
渡 邊 順 彦	東京商工会議所 常議員	